



# かとがね

編集・発行 門川町役場

No.217

55

4

印刷 工藤印刷



ラツパスいせん

## 今月の主な行事

- 5日 小、中学校始業式  
町慰靈祭(10:00)  
(愛宕山慰靈殿)
- 6日 春の全国交通安全運動  
(~15日まで)
- 7日 各保育園入園式
- 9日 各中学校入学式
- 10日 各小学校入学式

わたくしだち門川町民は生きる  
喜びを感謝し明るい家庭と住み  
よい町をつくるためこの憲章を  
定めます。

一、健康な心身を育てましょう。  
二、力いっぱい仕事に励みましょう。  
三、明るくあいさつを交しましょう。  
四、進んできまりを守りましょう。  
五、豊かな文化をきづきましょう。

## 門川町民憲章

## 3月1日現在人口

世帯数	男	女	計
5,097 (5,089)	8,757 (8,754)	9,555 (9,540)	18,312 (18,294)

## 第二十六回

# 財政事情の公表

一般会計は三十五億一千百一十六万円

昭和55年度  
当初予算

## 都市計画事業の拡充と 廃棄物処理施設整備を中心に

極度に苦しくなつた財政事情のもとではありますが、昭和五十五年度の当初予算是一般会計特別会計を合せると、四十三億六千三百三十四万円とこれまでの最高規模となりました。

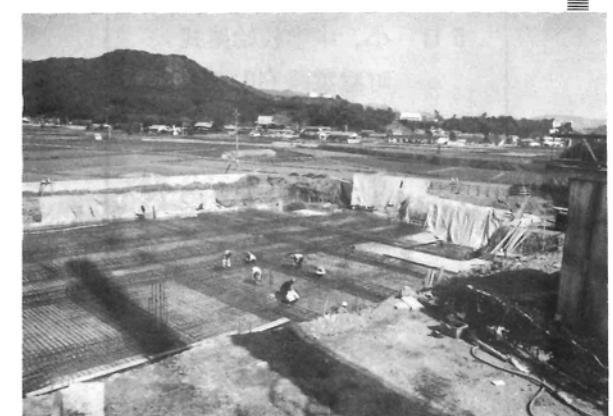
又年の当初にくらべ一五・九%の増加、うち一般会計は一八・二%と大幅な伸びとなりました。今年度の編成方針の要旨と事業の概況をお知らせします。

最近の我が国経済は、原油価決の大巾上昇等厳しい環境のもとではありますが、過去二ケ年度にわたる公共投資の大巾な拡大と国民の堅実な消費態度、企業の経営努力などを背景とした民間需要の堅調な伸びに支えられ着実な拡大を続け景気回復を持続しておりますが、昭和四十年の再来とも言える狂乱物価の対策、あるいは雇用情勢はなおきびしいものがあります。

こうした情勢下で、幸い本町におきましては各事業の殆んどは、順調な進歩をみており、今後の町民生活の安定福祉の増進に大きな成果をもたらすものと確信いたしております。このような町政の伸展も町民各位の深いご理解とご協力の賜物でありこの機会に深甚の感謝を申しあげます次第であります。

会計別予算額 (単位:千円)

会計名	昭和55年度	昭和54年度	比較	伸率
一般会計	3,521,260	2,979,000	542,260	118.2
特別会計	578,400	507,000	71,400	114.1
中須土地区画	6,006	22,718	△ 16,712	△73.6
草川土地区画	245,371	244,646	725	100.3
公共施設整備	12,303	11,703	600	105.1
合計	4,363,340	3,765,067	598,273	115.9



建設工事が進む、し尿処理場

昭和五十五年度の予算は、町民の生活安定、福祉の充実を図ることは勿論、農林漁業の振興と廃棄物処理施設の整備に意を用いつつ、年間予算として編成いたしましたが、財政事情は極度に厳しくなり本年も町債の増額等財源の確保を行ふとともに、一般行政経費については、きびしく抑制し、財源の重点的かつ効率的活用に留意し、適正な配分を行つこといたしました。今も都市計画事業に大規模投資を行ふとともに、し尿処理施設の建設、町道の改良舗装や公営住宅建設等、又、水産関係は漁港修築、養殖漁業開発などの推進、さらに新規事業では、新農業構造改善事業により西門川地区集落環境施設や、新沿岸漁業構造改善事業の漁港浚渫で海浜公園埋立に資する事業等が主な内容となつております。

昭和55年4月1日発行

門川町報

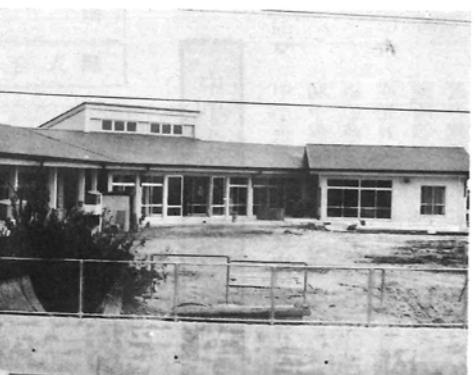
第217号

(3) 第217号

昭和55年4月1日発行

- ▽ ▽ ▽ 社会福祉協議会補助(一、七八〇)社会福祉協議会専門職員設置(一、二一八)民生委員協議会(二、一五六)身心者、身心障害者家庭奉仕員設置(二、七七六)老人ホーム定員六〇名措置費(六四、四一七)敬老事業(八二四)老人福祉館管理(二、〇一五)老人医療費(九五、五七二)老人健診(一、四五〇)重度心身障害者(兒)医療費(五、一七五)国民年金取扱事務費(一二、一〇一)同和対策費(四、九四八)地方改善費(五、〇八六)

## 社会福祉と保健衛生



完成した門川保育園

(単位:千円)				
◎性質別(歳出)予算状況(一般会計)				
区分	55年度	54年度	比較	伸率
人扶公物維補助費等	779,237	704,771	74,466	110.6
投資出資積立金	195,100	174,193	20,907	112.0
貸付金	299,470	219,029	80,441	136.7
普通建設事業	259,771	208,134	51,637	124.8
災害復旧事業	9,850	9,161	689	107.5
失業対策事業	125,085	118,403	6,682	105.6
予備費	271	2,270	△ 1,996	△ 88.1
歳出合計	41,180	40,430	750	101.9
	8,001	7,501	500	106.7
	1,683,506	1,430,504	253,002	117.7
	60,812	19,949	40,863	304.8
	57,442	43,655	13,787	131.6
	1,535	1,000	535	153.5
	3,521,260	2,979,000	542,270	118.2

◎ 重点的事業内容は次のとおりです (単位:千円)

- ▽ 保育園児予定五四〇名の措置費(一四九、二五七)児童遊園具施設(四〇〇)西門川児童館運営費(三、五〇〇)児童手当(四七、六八八)乳幼児医療費(三、三五九)母子世帯つなぎ資金貸付金(三〇〇)健康づくり推進費(一、二〇〇)伝染病組合(一、一八七)救急医療対策(二四六)予防費(七、四八八)
- ▽ 環境衛生費(五、一三〇)東郷靈園建設管理負担金(五、八三五)不燃物捨場排水工事(二、二〇〇)し尿処理費(一七、八四七)し尿処理場建設費(四七五、九七〇)
- ▽ 治山林道費(五、七五二)沿岸漁業構造改善事業(六〇、〇〇〇)荷捌所建設(二一、二五三)水槽設置(一、九七五)築礁投石事業(三、〇〇〇)漁船施設灾害保険料補助(二、四二〇)漁業経営改善対策特別資金貸付金利子補給(三、九七三)沿岸漁業構改推進費(一、八〇〇)浅海漁場開拓事業(四五、三六〇)水産業小口融資貸付金(一八、〇〇〇)漁港修築事業(四一、〇〇〇)海岸環境整備事業(一四、四五七)
- ▽ 農業委員会費(職員給を除く)(六、〇〇八)農林委員長活動費(五〇〇)農用地高度利用促進事業



## 農林水産業の振興

▽  
地区会長報酬（一一、五〇六）地区活動補助（一、一七六）交通安全対策費（二、五九二）選舉関係費（六、九八三）

## その他の



門川小学校卒業式

## 昭和55年度国民健康保険税及び保険給付費

	区分	55年度	54年度	比較
保 險 稅	現年課稅(千円)	183.464	148.983	34.481
	世帯数	2.838	2.850	△ 12
	被保險者数	8.800	8.837	△ 37
	世帯当(円)	64.646	52.275	12.371
	一人当(円)	20.849	16.859	3.990
	世帯伸率	21%	23%	△ 2%
	一人当伸率	22%	26%	△ 4%
給 付 費	保険給付費(千円)	539.541	481.389	58.152
	世帯当(円)	190.114	168.909	21.205
	一人当(円)	61.312	54.475	6.837

## 昭和55年度 国民健康保険特別会計予算

	歳出	(単位:千円)		
	区分	55年度	54年度	比較
総務費	20.899	17.853	3.046	
保険給付費	539.541	481.389	58.152	
保健施設費	1.895	1.671	224	
公債費	300	300	0	
諸支出金	152	82	70	
予備費	15.613	5.705	9.908	
歳出合計	578.400	507.000	71.400	

## 歳入 (単位:千円)

	区分	55年度	54年度	比較
国民健康保険税	179.461	147.253	32.208	
使用料及び手数料	85	85	0	
国庫支出金	381.299	336.898	44.401	
県支出金	廢目	10	△ 10	
財産収入金	900	900	0	
寄附金	1	1	0	
基金繰入金	1	5.000	△ 4.999	
繰越金	15.000	15.000	0	
諸収入	1.653	1.653	△ 200	
歳入合計	578.400	507.000	71.400	



今後被保険者の皆さんには国民健康保険の内容を充分理解いただき、国民健康保険事業の健全な運営ができますようご協力をお願いする次第であります。

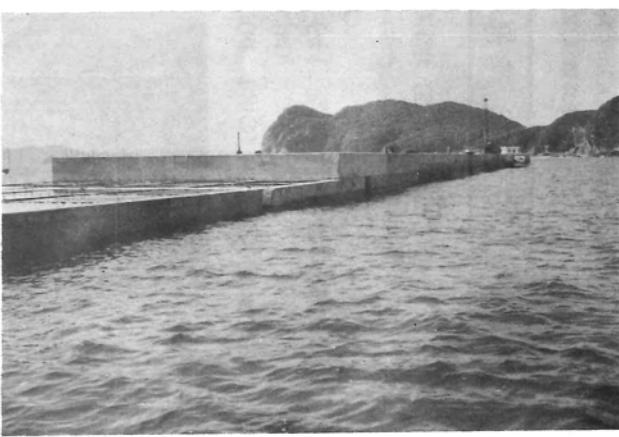
門川町国民健康保険事業特別会計 五十五年度予算は、別表のとおりとなりました。  
道路維持補修（五、二五〇）東米の山線改良延長一〇米（三〇、〇〇〇）荒谷尾の宮線改良延長六五米（二〇、〇〇〇）船越秋の内線踏切改良（一三、〇〇〇）その他道路改良（一五、〇〇〇）道路舗装  
歳入の基盤をなす被保険者の税負担を軽減することに努めましたが、前年度当初予算に比較して一人当（三、九四〇）の増で二〇、八四九円、上昇率二四%の伸びになつております。  
最近の医療費は、検査による医療と云うこともあつて、一人当診療費が年々増大する一方であり、保険税の引上げは必然的なもので国民健康保険事業運営も年々困難になる一方であります。

ジュニア大会補助（一、五四三）教材等備品費（四、〇〇〇）その他中学校管理需用費（四、〇〇〇）社会教育各種学級講師謝金等（一、七〇〇）視聴覚ライブラリー負担金（七九八）民住団体体育成績管理費（一、一九八）  
建設補助（六、〇〇〇）図書室管理費（一、二〇〇）コミニティセンター管理費（一、三三二）文化財保護費（二六六）保健体育費（二、〇〇〇）地区公民館（一、一八〇）図書購入費（二、〇〇〇）地区公民館建物（二七一）集会所増築（三、五〇〇）集会所武道館（一、一九八）

## 昭和55年度一般会計予算

歳出(目的別) (単位:千円)				
区分	55年度	54年度	比較	伸率
議会費	61.432	57.390	4.042	107.0
総務費	331.629	305.213	26.416	108.7
民生費	433.160	523.763	△ 90.603	△ 17.3
衛生費	601.214	92.852	508.362	547.5
労働費	57.442	43.655	13.787	131.6
農林水産業費	585.054	537.568	47.486	108.8
商工木防育費	36.235	34.565	1.670	104.8
土消教災復旧費	799.202	861.952	△ 62.750	△ 7.3
公債費	34.467	37.913	△ 3.446	9.1
灾害復旧費	219.604	244.149	△ 24.545	△ 10.1
公債償還費	60.814	19.949	40.865	304.8
諸支出金	299.470	219.029	80.441	136.7
予備費	2	2	0	100.0
歳出合計	3,521.260	2,979.000	542.260	118.2

歳入(単位:千円)				
区分	55年度	54年度	比較	伸率
町税	472.660	422.019	50.641	112.0
地方譲与税	26.000	25.300	700	102.8
自動車取得税	18.700	17.800	900	105.1
交付金	842.000	734.169	107.831	114.7
地方交付税	2.200	2.500	△ 300	△ 12.0
交通安全対策特別交付金	38.916	34.206	4.713	113.8
分担金及負担金	48.213	39.050	9.163	123.5
使用料及手数料	895.199	686.505	208.694	130.4
国庫支出金	355.675	279.581	76.094	127.2
県支出金	7.192	19.645	△ 12.453	△ 63.4
財産収入	1.389	857	532	162.1
寄附金	3	2	1	150.0
繰入金	9.000	1	8.999	-
繰出金	149.410	217.365	△ 67.955	△ 31.3
町債	654.700	500.000	154.700	130.9
歳入合計	3,521.260	2,979.000	542.260	118.2



「進む浅海養殖漁場開発事業」乙島～金磯の間に防波堤築造

## 土木建設関係

中小企業の振興と観光対策  
△ 中小企業小口融資貸付金（二〇、〇〇〇）小口融資利子軽減負担金（一、二〇〇）商工業育成振興のための商工会補助（三、七〇〇）  
観光対策は日豊海岸国定公園としての施設（歩道便所等）の促進を強力に県へ要望し今年も金磯遊歩道の建設が予定されている。

町観光協会運営補助（三五〇）

## 教育関係

教育委員（四名）関係費（一、一三四）幼稚園就園奨励補助（八、〇〇〇）奨学金貸付金（二、八八〇）小中学校警備委託料（一、八九六）給食費補助（五、三三五）  
小学校補修工事費（九、〇〇〇）小学生教材備品一般備品費（八、七〇〇）その他小学校管理需用費（一〇、〇〇〇）中学校改修工事（一五、〇〇〇）

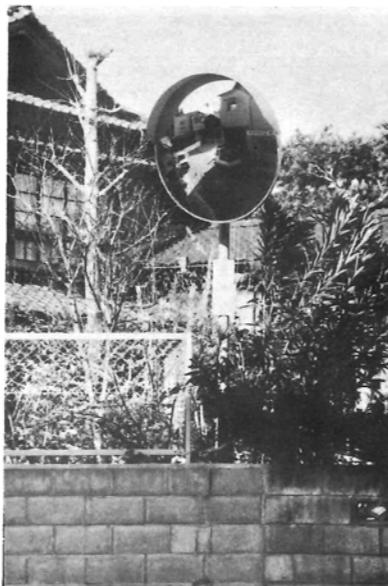
## 消防関係

非常備消防費として町消防団員四五〇人とその他必要諸費（二二、二八八）  
消防施設は防火水槽三基外施設設備品、施設改修補助等（一二、〇七〇）  
道路の舗装を中心とした失業対策事業（五七、四〇〇）

（七、〇〇〇）  
交通安全対策ガードレール（三、〇〇〇）排水路整備下納屋排水路外（一、六〇〇）急傾斜地崩防事業（三二、九〇〇）公営住宅は今年も平城に中層耐火三階建十戸（一六七、三三〇）住宅維持管理（八、四〇〇）ノ河川改修（三〇、〇〇〇）草川土地区画整理繰出金（八〇、〇〇〇）街路事業（六七、五〇〇）宮ノ口土地区画整理（二一〇、〇〇〇）宮ノ河川改修（三〇、〇〇〇）草川土地区画整理繰出金（八〇、〇〇〇）街路事業（六七、五〇〇）都市下水路、西又及び宮ノ口下水路整備（四八、〇〇〇）災害復旧事業（公共土木及び農林業施設）（六〇、八〇〇）道路の舗装を中心とした失業対策事業（五七、四〇〇）

# 春の全国交通安全運動

4月6日～4月15日



カーブミラー

交通安全運動の推進につきましては、日頃から積極的なご協力をいただき深く感謝申し上げます。皆様の深いご理解とご協力によりまして交通安全に対する町民の方々のご理解もようやく定着の方向をたどり、誠に喜びにたえない次第です。さて、本年も春の全国交通安全運動が4月6日から十五日までの十日間全国一斉に展開されますが、本町においても積極的にこの運動の推進に取り組み、交通安全思想の普及高揚につとめたいと存じますので町民の皆様の尚一層のご協力をお願いするとともに、次の事項についての推進にご協力をお願ひ申し上げます。

- 青少年（高校生含）の交通事故をなくしましよう。
- 青少年の交通事故が多く発しております。家庭と、学校や職場との連携を密にして、飲酒運転、無謀運転等を追放し、交通マナーを高めます。

- 三、「わが家から、地区から、交通事故をださない」ための話し合いを行い、交通安全意識を高めます。

ふさげっこ

## 町民総ぐるみ実践事項

昭和54年度中に町内29の危険ヶ所に  
交通安全対策協議会 10本  
交通安全協会 10本  
農協共済 9本 が建てられました。

一の向上と、交通安全意識の高揚を図りましょう。

老人を交通事故から守りましょう。昨年における県内老人の交通事故による死者は、全死者九十三名の内三分の一に当たる三十一名にもなっております。

その原因をみてみると車の直前直後の横断、交差点等における一時不停止、道路の無理な横断等、交通ルールの無視等の大きな違反が原因となっています。

道路等横断しようとしているお年寄りを見かけたら愛の一声をかけ、又はやさしく誘導してあげましょう。

二、自転車の安全利用につとめましょう。

道路の左端を一列に進みましょう。

・横断する時は必ず手をあげて右左、右をみて安全を確めて渡りましょう。

・車のすぐ前、すぐ後の横断は止めましょう。

・道路の斜めの横断はやめましょう。

（歩行者、自転車乗用者向け）

昭和55年度 年間  
スローガン

まずゆとり

車間距離にも

しつけから

安全は 家庭の中から

あるきながらの

あぶないよ

（子ども向け）



築造整地される草川土地区画整理事業3工区

◎

## 草川土地区画整理事業特別会計

加草、庵川地区内の健全な市街地造成と公共福祉の増進を図ることを目的として、昭和四十六年度に事業着手し街地築造を推進して参りました。すでに一工区のほとんど完成し、今年度は二工区三工区街築事業の為の予算は、二億四千五百三十万一千円であります。

## 公共施設整備等特別会計

公共の利益のために取得する土地及び公共施設の整備並びに農林漁業等の振興を図り、町民の福祉の増進に寄与することを目的として設置されてい

る特別会計ですが、今年度の繰越金がありますので、予算は予備費として計上している一千二百三十万三千円であります。

本町の水道事業も昭和三十年から給水を開始して以来、社会経済の発展と生活様式の近代化に伴う水需要の安定供給を図るべき各種施設の拡充を進め住民福祉の向上に努力しているところであります。

本年度は土地区画整理地内及び未給水地域への配水管整備を計画し予算内容は次のとおりであります。

## 水道事業会計予算

### 資本的收入及び支出予算 (単位:千円)

区分	55年度	54年度	比較
1. 資本的収入	30.001	25.002	4.99%
(1) 企 業 債	30.000	25.000	5.00%
(2) 工 事 負 担 金	1	1	0
(3) 寄 附 金	—	1	△ 1
2. 資本的支出	75.373	39.849	35.524
(1) 建 設 改 良 費	65.919	35.388	30.531
(2) 企 業 債 償 還 元 金	9.454	4.461	4.99%

※収入額が支出額に不足する額は、企業内部留保資金で補てんする。

### 収益的收入及び支出予算 (単位:千円)

区分	55年度	54年度	比較
1. 水道事業収益	125.495	112.776	12.719
(1) 営 業 収 益	121.973	110.375	11.598
(2) 営 業 外 収 益	3.522	2.401	1.121
2. 水道事業費用	106.448	99.471	6.977
(1) 営 業 費 用	69.383	64.401	4.982
(2) 営 業 外 費 用	37.065	35.070	1.995
当期利益剰余金	9.047	13.305	5.742

住民税の申告は  
お済みになりましたか

町県民税、国民健康保険税の申告相談所の開設は3月14日で終りましたが、仕事、その他都合でまだ申告のお済みでない人は、早目に税務課へ御相談下さい。

種類	単位	金額
印鑑証明	1枚につき	100円
住民票又は戸籍附票の写し	〃	100
身元、住所等に関する証明	1件につき	100
資産に関する証明	〃	100
所得に関する証明	〃	100
納税額に関する証明	〃	100
営業に関する証明	〃	100
その他の証明	〃	100
課税台帳又は地図の閲覧	〃	100
住民票又は戸籍附票の閲覧	1世帯につき	100
公示し妨なき書類帳簿の閲覧	1件につき	100
字図、地籍図、集成図の作成	1枚につき	100
土地現況証明	1件につき	500
農地に関する調査調停	〃	500
農業委員会に関する各種証明	〃	100
印鑑登録証の交付手数料	〃	150

## 門川町手数料徴収条例が

## 一部改正されました

この手数料徴収条例は、昭和五十年に改正し現在に至つては訳ですが、その後の諸物価の高騰により、関係帳票の作成及び交付等に要する経費が増嵩いたしましたので四月一日より次のとおり徴収料金が改正されましたのでお知らせ致します。



## 検察審査会を知っていますか

検察審査会とは選挙人名簿をもとに広く国民の中からくじで選ばれた十人の検察審査員が、いわば民間人を代表して検察官のしごとのやり方を審査するという制度です。検察審査会は全国二〇七ヶ所にあります。検察審査員は六ヶ月ごとに交替しますので、あなたもいつか審査員に選ばれるかもしれません。あるいは選挙違反や汚職など社会の耳目をひいた重大な事件を検察官が起訴しなかつたのはどうも納得できない。そういう不満のある方のためにあるのです。検察審査会では、事件の記録を詳しく調べ、必要に応じて証人を呼んで、実地検分をしたりして、

○相談や申立てについての費用は一切無料です。

○秘密はかたく守られます。



昭和54年度まで町内の行政区は37区に区分されておりましたが、南町地区に造成されました団地が4月1日より南ヶ丘区として発足し、38行政区になりました。

## ご存じですか？

昭和五十四年分所得税の確定申告の期限内の受付は、三月十五日で終りました。しかし、確定申告書を提出した後で、計算違いなどのために、申告した内容に間違いがあることに気が付いた人は、それを訂正することができます。

例えば、社会保険料控除や扶養控除などを書き忘れたために、税金を実際より多く払った場合は、「更正の請求」で税金の返付を受けられます。「更正の請求」ができるのは、来年の三月十五日までです。

- ※ 本人が出頭して、登録をする場合
- 一、登録する印鑑がります。
- 二、本人を確認するための証明書がります（運転免許証、又は官公署の発行した身分証明書、持参）
- 三、免許証又は身分証明書の提示ができないときは、本町で

- 一、本人（登録する印鑑）及び代理人の印鑑がります。
- 二、委任の旨を証する書面がいる場合

- ※ 印鑑証明書を必要とする場合の保証がります（保証は、住民課窓口に備えている申請書の保証欄に記載（入）する、その場合、保証人の印鑑登録証の番号と実印を押印する）
- ※ 必らず印鑑登録証（青い手帳）がります。
- 注 登録証を持参していない場合は印鑑証明書の交付はできません。
- 詳しいことは役場住民課にお問い合わせ下さい。

- たばこ消費税は、門川町内のたばこ販売店で販売されたものにつきまして、その実績にとづき専
- たばこ消費税は、門川町内のたばこ販売店で販売されたものにつきまして、その実績にとづき専
- たばこ消費税は、門川町内のたばこ販売店で販売されたものにつきまして、その実績にとづき専
- たばこ消費税は、門川町内のたばこ販売店で販売されたものにつきまして、その実績にとづき専

- たばこ消費税は、門川町内のたばこ販売店で販売されたものにつきまして、その実績にとづき専
- たばこ消費税は、門川町内のたばこ販売店で販売されたものにつきまして、その実績にとづき専
- たばこ消費税は、門川町内のたばこ販売店で販売されたものにつきまして、その実績にとづき専
- たばこ消費税は、門川町内のたばこ販売店で販売されたものにつきまして、その実績にとづき専

たばこは  
町内で買いましょう。

## 一部町の収入になります

## 印鑑登録について

(注) この場合登録申請者本人の意思の確認のため文書による照会します（郵便）でしか登録できません。

照会書の回答欄に本人が相違ない旨の記載をして、その回りにきた人が持参して初めて答書を本人又は代理人（登録登録となります）。

売公社から門川町に納入される税金であります。例えば皆さんが町内のたばこ店で、マイルドセブン一個買われますと、門川町には二十四円九十四銭のたばこ消費税が収入されます。

たばこ消費税は昭和五十三年度決算において四千九百六十四万円が収入され、昭和五十四年度の収入決算予定額は約四千八百万円が見込まれ本町の重要な自主財源となつておりますので、たばこを買われるときは是非共、町内のたばこ店で購入して下さい。

たばこ消費税は昭和五十三年度決算において四千九百六十四万円が収入され、昭和五十四年度の収入決算予定額は約四千八百万円が見込まれ本町の重要な自主財源となつておりますので、たばこを買われるときは是非共、町内のたばこ店で購入して下さい。

## 確定申告が間違つていたときは

昭和五十四年分所得税の確定申告の期限内の受付は、三月十五日で終りました。しかし、確定申告書を提出した後で、計算違いなどのために、申告した内容に間違いがあることに気が付いた人は、それを訂正することができます。

たばこ消費税は、門川町内のたばこ販売店で販売されたものにつきまして、その実績にとづき専

たばこ消費税は、門川町内のたばこ販売店で販売されたものにつきまして、その実績にとづき専

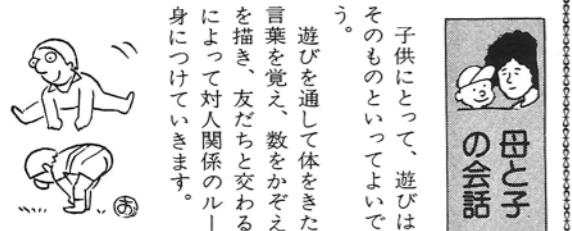
たばこ消費税は、門川町内のたばこ販売店で販売されたものにつきまして、その実績にとづき専

たばこ消費税は、門川町内のたばこ販売店で販売されたものにつきまして、その実績にとづき専



春・新学期

友だちを  
つくろう



遊びを通して体をきたえ  
言葉を覚え、数をかぞえ、絵  
を描き、友だちと交わること  
によつて対人関係のルールを  
身につけていきます。

遊び  
社会への適応性を身につける

思えば、すぐにはじめたりします。ときに泣き、笑い、困り、そして争いを繰り返しながら、自信に満ちあふれるかと思えば次の瞬間に思ひます。お母さんによつては、子供が勉強していさえすれば安心するという方もおられるかも知れませんが、一方で、積極的に遊びの機会をつくつてや

この適応性を身につけていくのです。お母さんによつては、子供たちが遊ぶことの意味、大切さを考え、温かく見守つてあげるようになります。それが賢明でしょう。

四月は新学期、あらためて子供の遊びについて考えてみ

子供にとって遊びは、性格形成をはじめ、心身の発達に大きな影響をおよぼす成長の糧"といえます。子供が遊んでいるのを見ていると、仲よくしているかと

そのものといってよいです。遊びを通して体をきたえ、言葉を覚え、数をかぞえ、絵を描き、友だちと交わることによつて対人関係のルールを身につけていきます。

新学期が始まりました。  
新入学の一年生は、初めての学校生活で、めずらしさと期待感に胸をふくらませながらも、一方では慣れない集団生活に緊張したり、不安な思いにかられることもあるでしょう。新入生にかぎらず、学校生活を明るく樂しくするには、一日も早く、まず仲のよい友だちをつくることです。

折から四月は、クラスの編成替えがあつて、



新しい顔ぶれがそろいます。  
新学期——それは新しい友との出会いが芽生える時といえましょう。

新学期が始まりました。  
新入学の一年生は、初めての学校生活で、めずらしさと期待感に胸をふくらませながらも、一方では慣れない集団生活に緊張したり、不安な思いにかられることもあるでしょう。新入生にかぎらず、学校生活を明るく樂しくするには、一日も早く、まず仲のよい友だちをつくることです。

折から四月は、クラスの編成替えがあつて、

## 心がけよう きれいな選挙

選挙運動について、法律で次のように規制されています。

も選挙運動に関してであり禁止される。

○提供の禁止の対象となる飲食物は何等加工しなくとも、そのまま飲食に供するものをいい、料理、弁当・酒・サイダー・ビール・菓子・果物をいうが特に湯茶およびこれに伴う通常用いられている程度の菓子と選挙事務所において選挙運動員や労務者に対する弁当(法に定められたのみで、だれにでも提供することは出来ない)は除外されています。言い換えれば選挙事務所において運動員に食事するために提供する弁当と菓子を除くいづらい飲食物は提供できないものである。

○選挙運動に関しては、「選挙に際し選挙に関する事項を動機として」という意味であり、投票を依頼する目的の有無は関係ない。たとえば候補者が選挙運動員や労務者に対し慰労のために飲食物を提供する場合第三者者が選挙運動の激励のために、いわゆる陣中見舞として候補者等に飲食物を提供する場合

○選挙運動等について述べたいと思います。  
選挙の時に限らず、日頃からみんなで「きれいな選挙」を心がけましょう。



「へエーおらたちがねえ…」

選挙運動に際し投票を得る目的、得しめる目的または得しめない目的をもつて選挙人に対し、署名を求めるることは一切できないことになっています。

## 飲食物提供の禁止

○

選挙運動に際し、飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであつても原則として禁止されています。

選挙運動に際し投票を得る目的、得しめる目的または得しめない目的をもつて選挙人に対し、署名を求めるることは一切できないことになっています。

選挙運動に際し投票を得る目的、得しめる目的または得しめない目的をもつて選挙人に対し、署名を求めるることは一切できないことになっています。

## 差別をなくすために(13)



で生きているわけですが、差別をされた人も、する人も、させる人もこれまで部落を解放する同和教育を受けたはこなかつたといえる

部落差別が、その根底において、深く「これまでの教育」とかかわってきた以上、部落解放も、その根底において、深く「これからのおか育」とかかわらざるを得ません。

わたしたちは、だれもが、部落問題としてとらえることがであります。部落問題の解決にあつて、教育の果たす役割は、きめで大きいといわなければなりません。

○選挙運動等について述べたいと思います。

選挙の時に限らず、日頃からみんなで「きれいな選挙」を心がけましょう。



満開間近い桜

部落問題をつきつめていくと、教育問題としてとらえることがであります。部落問題の解決にあつて、教育の果たす役割は、きめで大きいといわなければなりません。

○選挙運動等について述べたいと思います。

選挙の時に限らず、日頃からみんなで「きれいな選挙」を心がけましょう。

部落問題としてとらえることがであります。部落問題の解決にあつて、教育の果たす役割は、きめで大きいといわなければなりません。

○選挙運動等について述べたいと思います。

選挙の時に限らず、日頃からみんなで「きれいな選挙」を心がけましょう。

# 金の取引きによる苦情相談が激増!!

どのようにして決められるのかも全く不明です。

四、我が国では、商品取引所法によつて先物取引の私設市場は禁止されています。

一、「金の取引き」の相談は、昨年度は数件しかなかったのに今年度は特に多くなっています。

昭和五十四年四月から十二月ま

で三十六件(消費生活センタ)

(3) あげくの果てには、中途解約で大損をしていること。

二、相談者の大半は契約の中身の説明を受けず、

うまいもなげ話だけ聞かされ、あたかも金が手に入るかのように思つてゐること。

三、金の市場は、我が国では公認の市場ではなく、すべて私設の市場

したという自覚は殆どないこ

とでその実態も明らかでなく、値が

し難い内容の契約になつてゐるよ

うです。

五、金の取引きについては、十分に検討して大金を失うことのないし難い内容の契約になつてゐるよう注意したいものです。

各地区では区民の手(一部町補助)によって、消防機庫、自治公民館が盛んに建設されています。この他にも54年度に上町、西栄町の自治公民館の増築がなされました。

竹名区公民館



保険料は年十二回にわけて納めようになつていますが期日(十五年四月三十日)までに前納(一括納入)されますと保険料割引の特典があります。

保険料は忘れずに

国民年金保険料を前納すると割引の特典があります

## 国民年金

い。

去年の四月から今年の三月分までの国民年金の保険料は、もう納めましたか。まだ、納めていない方は早目に納めましょう。保険料を納め忘れますと、万一事故があつたときの障害年金や母子年金、将来の老齢年金さえ受け取ることができなくなります。もし今年三月以前の保険料に納め忘れがあれば、二年前までの分なら、納め忘れますので保険課年金係に御相談下さい。

保険料は年十二回にわけて納めようになつていますが期日(十五年四月三十日)までに前納(一括納入)されますと保険料割引の特典があります。

保険料は年十二回にわけて納めようになつていますが期日(十五年四月三十日)までに前納(一括納入)されますと保険料割引の特典があります。

い。

## 盛り上がる区自治活動

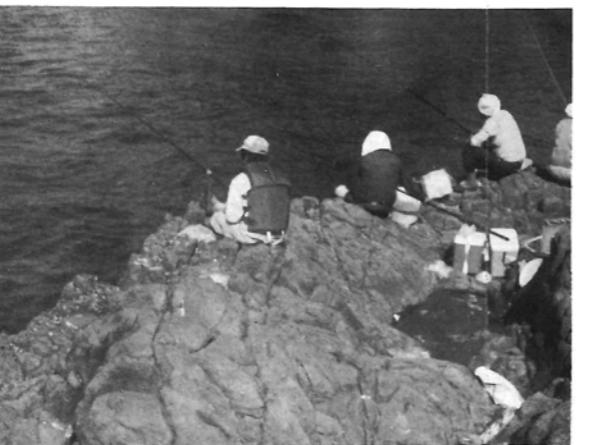


昭和55年度	定額	高額
保険料年納付額	45.240円	50.040円
前納 国割引額	1.090円	1.210円
割引額 報償金	320円	320円
前納割引額合計	1.410円	1.530円
差引納付額	43.830円	48.510円

## 磯釣りや油断大敵



細島海上保安署



磯釣り

水温もゆるみ春うらら、格好の磯釣り、船釣りシーズンを迎えた。豪竿一揮、貰余りの大物を引上げる磯釣りの醍醐味は、何にいたへようもありません。

しかし、そこには思わぬ惨事が待つ。豪竿一揮、貰余りの大物を引上げる磯釣りの醍醐味は、何にいたへようもありません。

新聞、テレビで御承知のように磯釣り事故が増発の傾向があり、本年に入り管内では次の海浜事故が発生しております。

(1)一月三日早朝、日向市細島商港入口で磯釣りをしていた三十才の会社員が海に落ち行方不明であります。

(2)一月四日夕方、延岡市安井沖で

磯釣りをするために次のことを守りましよう。

磯釣りは、二人以上のグループで組み、出かける前に必ず天気を確かめよう。

磯釣りをするために次のことを守りましよう。

磯釣りは、二人以上のグループで組み、出かける前に必ず天気を確かめよう。

磯釣りをするために次のことを守りましよう。

磯釣りをするために次の

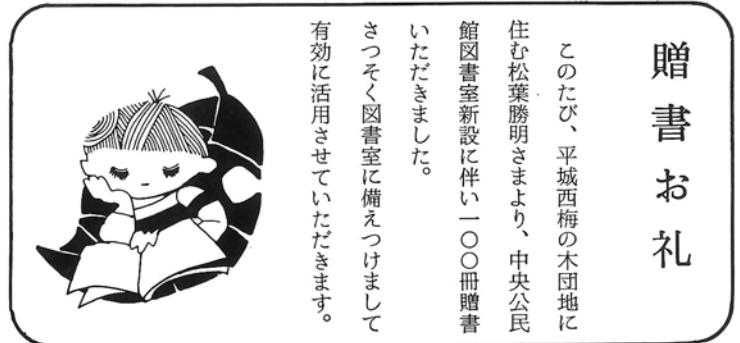
# ひよこ君

田公参

やつて  
春の  
足音  
かが  
ました!



- ・香を残し帰京せし娘の蒲団干す 寺尾京子
- ・川向う同じ氏にて山眠る 東勝江
- ・沈丁の紅定めゆく昨日今日 尾玉セツ
- ・帽子舞い老人あやつる寒の風 松葉壽華
- ・日の匂ひ溜めて一村寒椿 小山南風
- ・寄せ大鼓ならぬ前から寒稽古 後藤素木
- ・大仏の背鳶舞い春浅し 篠原亞矢女
- ・一合の白魚を買い王者たり 甲斐芳枝
- ・草の芽も土竜に太き牛の杭 佐藤定光
- ・冬賜のそのとき発止掛矢打つ 都井岬野火遠巻きの馬駆くる 河野白陽子
- ・夜神楽のころの支線のすこし混み 牧野吐龍
- ・一寸の白魚おどる赤絵ばら 佐藤松軒
- ・うす氷嬉戯と蹴り行く登校児 佐藤秋子
- ・バスを待つ子の立読みに梅ひら 久保草洋
- ・大鐘の一打に落つる山椿 工藤辰雄
- ・五位鷺の漁る葦辺に日脚伸ぶ 戸高昌之
- ・新婚のつかず離れず麦を踏む 後藤玉喜
- ・寒の水真一文字に腹を衝く 谷川童夢



死亡者氏名	年令	住 所
黒木室三郎	71	後向
岩切 キク	88	下納屋
山下助三郎	78	下納屋
長渡 マサ	89	後向
出口フミコ	61	中尾
河野時三郎	72	下納屋
一宮 琴恵	56	栄ヶ丘
赤沢 鶴之助	84	尾末東
小林ヨシノ	80	庵川東
新井 スミ	85	下納屋
赤沢 昭二	86	上納屋一区
ハツ	中山	

## ごめい福を祈る

中 尾	庵川東	故出口フミ子殿
米ヶ丘	下納屋	故新井 スミ殿
尾末東	南町一区	故一宮コトエ殿
中山	本町	故小林ヨシノ殿
大内原	西糸町	故赤沢鶴之助殿
本 町	南町一区	故金丸 ハツ殿
大内原	大内原	故津島好之助殿
本 町	本 町	故大山アサノ殿
大内原	西糸町	故坂本ミツエ殿
本 町	南町一区	故広本 文子殿
大内原	右の方々には、不幸にして、ご逝去なされ、喪主の方より香典返しとして、金一封を社会福祉事業にご寄贈いただきました。	右の方々には、不幸にして、ご逝去なされ、喪主の方より香典返しとして、金一封を社会福祉事業にご寄贈いただきました。
中 尾	中 尾	ここに厚くお礼申し上げますと共に、故人の冥福を心からお祈り申し上げます。
米ヶ丘	西糸町	尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させて頂きたいと存じます。
尾末東	南町一区	ここに厚くお礼申し上げますと共に、故人の冥福を心からお祈り申し上げます。
栄ヶ丘	本町	尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させて頂きたいと存じます。
庵川東	西糸町	尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させて頂きたいと存じます。
下納屋	南町一区	尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させて頂きたいと存じます。
上納屋一区	本町	尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させて頂きたいと存じます。
中山	西糸町	尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させて頂きたいと存じます。

## 香典返しお礼